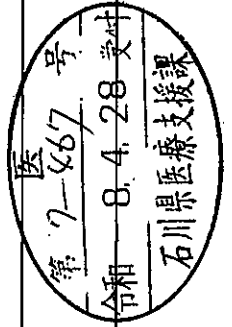


事業報告書	
医療法人整理番号	00399
報告期間	自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日
1 事業報告書の概要	
(1) 名称	医療法人社団亀山会
分類①	社団（出資持分あり）
分類②	社会医療法人
分類③	基金制度不採用
事務所の所在地	石川県
市区町村	金沢市
町名・番地	千日町7番15号
建物名	石野病院
(3) 設立認可年月日	従たる事務所の記載はこちら 平成2年12月6日
(4) 設立登記年月日	平成2年12月10日
(5) 理事長の氏名	黒木
役員及び評議員の人数	奈月
役員及び評議員	5 記載はこちら
2 事業の概要	
(1-1) 本来業務（病院、診療所）	記載はこちら
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら
(2) 附帯業務	記載はこちら
(3) 収益業務	記載はこちら
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら
(9) その他	記載はこちら

分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）
複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人、保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
全ての指定内容について記載しても差し支えない。

当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療料の新設又は廃止等を記載する。（任意）



様式2

法人名 医療法人社団 竜山会

※医療法人整理番号

所在地 石川県金沢市千日町7-15

財 産 目 録
(令和 7年 12月 31日現在)

1. 資 産 額	2,073,392 千円
2. 負 債 額	1,920,082 千円
3. 純 資 産 額	153,310 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	867,672
B 固 定 資 産	1,205,720
C 資 産 合 計 (A+B)	2,073,392
D 負 債 合 計	1,920,082
E 純 資 産 (C-D)	153,310

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人社団竜山会
 所在地 石川県金沢市千日町7番15号

※医療法人整理番号 00399

貸借対照表
 令和7年12月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	867,672	I 流動負債	531,076
現金及び預金	385,777	買掛金	30,655
事業未収金	267,128	短期借入金	230,000
医薬品	8,606	未払金	36,538
診療材料	8,631	未払費用	18,182
給食用材料	1,095	預り金	20,962
短期貸付金	165,893	未払消費税等	1,451
未収金	11,764	未払法人税等	203
貸倒引当金	-1,550	賞与引当金	8,580
その他の流動資産	20,328	その他の流動負債	184,505
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	1,205,720	II 固定負債	1,389,006
1 有形固定資産	823,508	長期借入金	1,232,851
建物	418,367	長期未払金	32,344
構築物	2,743	退職給付引当金	123,649
医療用器械備品	116,510	その他の固定負債	160
その他の器械備品	29,270	その他の固定負債	
車両及び船舶	4,864		
有形リース資産	2,320		
土地	58,835		
その他の有形固定資産	190,599		
		負債合計	1,920,082
2 無形固定資産	170,113	純資産の部	
無形リース資産	356	科目	金額
ソフトウェア	30,441	I 基金	
その他の無形固定資産	139,316	II 積立金	153,310
3 その他の資産	212,099	その他積立金	153,310
長期前払費用	4,876	繰越利益積立金	
繰延消費税等	7,142	その他積立金	
繰延税金資産	18,910		
その他の固定資産	181,171	III 評価・換算差額等	
役員等長期貸付金		其他有価証券評価差額金	
長期前払費用		繰延ヘッジ損益	
繰延税金資産			
その他の固定資産			
資産合計	2,073,392	純資産合計	153,310
		負債・純資産合計	2,073,392

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
 2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団竜山会
 所在地 石川県金沢市千日町7番15号

医療法人整理番号	00399
----------	-------

損 益 計 算 書
 自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日

(単位：千円)

科目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,647,174
2 事業費用		
(1) 事業費	1,690,719	
(2) 本部費	0	1,690,719
本来業務事業損失		43,545
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		43,545
II 事業外収益		
受取利息	2,866	
その他の事業外収益	65,414	68,280
III 事業外費用		
支払利息	13,299	
その他の事業外費用	53,776	67,075
経常損失		42,340
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純損失		42,340
法人税・住民税及び事業税	202	
法人税等調整額	6,619	6,821
当期純損失		49,161

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人社団 龍山会
所在地 石川県金沢市千日町7-15

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 7

監 事 監 査 報 告 書

医療法人竜山会

理事長 黒木奈月 殿

私（注1）は、医療法人竜山会の令和7会計年度（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年 3月 1日

医療法人竜山会

監事 伊藤 和憲

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。